

平成25年西東京市教育委員会第6回定例会会議録

- 1 日 時 平成25年6月22日（土）
開会 午前10時00分 閉会 午前11時07分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 角 田 富美子
委 員 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
- 5 出席職員 教育長職務代理者 教育部長 池 澤 隆 史
教育部特命担当部長 櫻 井 勉
教育部副参与兼教育企画課長 坂 本 眞 実
教育部主幹（学校運営課） 宮 坂 哲 史
教育指導課長 清 水 一 臣
統括指導主事 内 田 辰 彦
教育支援課長 西 谷 しのぶ
社会教育課長 磯 崎 修
公民館長 田 中 政 治
教育部主幹（公民館） 大 平 晋 助
図書館長 奈 良 登喜江
- 6 事務局 教育企画課課長補佐 早 川 礼 成
教育企画課企画調整係長 倉 本 直 子
- 7 傍聴人 0人

平成25年西東京市教育委員会第6回定例会議事日程

日 時 平成25年6月22日（土） 午前10時から

場 所 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 選挙第2号 西東京市教育委員会委員長職務代理者の指定について
- 第 3 議案第22号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第 4 議案第23号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について
- 第 5 議案第24号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第 6 報告事項
 - (1) 平成25年度西東京市教育委員会研究奨励事業 研究指定校・研究奨励校・研究奨励教員グループ一覧
 - (2) 平成24年度教育相談状況
- 第 7 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成25年第6回定例会
(6月22日)

午 前 10 時 00 分 開 会

議事の経過

○竹尾委員長 ただいまから平成25年西東京市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員をお願いいたします。

○竹尾委員長 日程第2 選挙第2号 西東京市教育委員会委員長職務代理者の指定について、に入ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、西東京市教育委員会委員長職務代理者の指定を行います。

委員長職務代理者を務めていただいております角田委員長職務代理者の委員としての任期が平成25年6月23日までとなっておりますので、これ以降に指定する委員長職務代理者の選挙を行いたいと思います。

選挙の方法につきましては、西東京市教育委員会会議規則第7条の規定に基づいて行います。

立会人に、高橋委員と坂本教育企画課長を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹尾委員長 御異議なしと認めます。よって、高橋委員と坂本教育企画課長に立会人をお願いいたします。

投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

○竹尾委員長 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹尾委員長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めてください。

[投票箱点検]

○竹尾委員長 投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、池澤教育長職務代理者の点呼に従い、順次投票をお願いいたします。

[投票]

○竹尾委員長 投票を終了いたします。

開票を行います。

[開票]

○竹尾委員長 開票の結果を報告いたします。投票総数5票のうち、有効投票数5票。宮田委員4票、森本委員1票。よって、西東京市教育委員会委員長職務代理者には宮田委員が当選されました。

それでは、委員長職務代理に当選されました宮田委員に御挨拶をお願いいたします。

○宮田委員 大変ふつつかですけれども、どうぞよろしくをお願いいたします。

○竹尾委員長 日程第3 議案第22号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○池澤教育長職務代理者 議案第22号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由を説明申し上げます。

東京都教育委員会が学校教育法上の指導教諭の職を設置したことに伴い、規則の整理を行うとともに、文言を改める必要があるため、本定例会に提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたします。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○清水教育指導課長 議案第22号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、教育長職務代理者に補足して御説明いたします。

恐れ入りますが、資料の新旧対照表を御覧ください。

今回、西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正いたしますのは、第7条の3の次に改正案の下線の部分を加筆するものでございます。

該当部分を読み上げさせていただきます。

指導教諭。

第7条の4 学校に指導教諭を置くことができる。

2 指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

というものでございます。

指導教諭は、東京都教育委員会が高い専門性と優れた指導力を持つ教員の力を活用し、教員全体の意欲と学習指導力の向上を図ることを目的に設置するものであり、教科指導に優れた人材を教科等の指導技術を普及させる職に任用し、若手からベテランまで、優れた実践事例に学ぶ機会を定期的に提供し、自ら改善点を見いだす仕組みをつくらうとするものでございます。

この職は、平成19年度の学校教育法の改正に伴い、組織的な人材育成を推進するための職として設置できるようになっておりましたが、東京都ではこれまで導入を見送っておりました。しかし、近年の若手教員の増加傾向と人材育成の必要性が高まり、授業力の向上が急務となってきたこと、また、ベテラン教諭の中には、授業力は高いものの、主幹教諭の職についていない者がおり、その経験や専門性の活用が課題となってきたことから、このたび導入に踏み切ったものと聞いております。

職務内容は、校内OJTの推進、模範授業や公開授業の実施、他教員の学習指導に関する個別相談対応、校内授業支援、また必要に応じて他校の教員にも授業を見せたり、授業を観察したりして指導・助言することもございます。

職層は、主幹教諭と同等の4級職となっております。

今年度から都立学校で導入され、来年度から小学校及び中学校で導入されることとなって

おります。

受験資格は、主任教諭歴2年以上で、34歳以上58歳未満となっております。

選考は、申し込み区分が個人面接と勤務実績、推薦区分は区市町村教育委員会の推薦書と勤務実績となっております。

本市におきましても、制度の趣旨を学校に周知しつつ、優秀な人材を発掘し、確保してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

- 竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 森本委員 この指導教諭という職は、今までいらっしゃる——変な言い方ですけども、定員、定数の中でそういう職が与えられるということなのか、学校としてそういう方を1人余分に配置することができる職なのか、それはどちらなのでしょう。
- 清水教育指導課長 自校の中で受験をして合格すれば、その自校の中での昇任となりますが、あえて指導教諭を外から1人追加するというものではございません。
- 宮田委員 そうしますと、今初めて聞いたんですが、受験をして合格となると、必要性がある学校でもたまたま受からないと一人もいないという——。ないしは、今度逆に、2年以上ですから、かなりの先生方が受験資格があるわけで、皆さん受験勉強が非常にお得意な方の場合ですと、ある学校にはすごく大勢受かるという偏在が起こる可能性があると思うんですけども、そういう場合はどういうふうな処置を考えているのでしょうか。
- 清水教育指導課長 今年度から選考が始まり、来年度から導入が始まるものでございますので、今のところは希望者そのものが、人数がそう多くはございません。基本的に多くの人数が選考に合格した場合は、東京都から内申があります。各区市町村教育委員会に東京都から配置案が示され、その配置案に基づいて配置するというものでございますが、現在のところは希望者というのはそう多くはございません。
- 宮田委員 ちょっとよくわからない。希望者が多いか少ないかは別として、要するに偏在について言えば、東京都教育委員会が配置替えをするから私の質問に対しては大丈夫ですよと、そういうことをおっしゃったのでしょうか。
- 清水教育指導課長 説明不足で申し訳ございません。そういうことでございます。各教科ごとの受験でございます。例えば算数とか国語、理科ということでございますので、それぞれの教科の中でたくさんの合格者が出た場合は、それぞれの区市町村の各学校への配置案が東京都から示されるということでございます。
- 竹尾委員長 何か補足説明ございますか。
- 清水教育指導課長 職務内容におきましては、模範授業であるとか、あるいは他校の教員の授業を見て、授業観察をして指導・助言するとありますが、異動・配置につきましては、市内の異動、あるいは都内で東京都の配置案の中での異動ということになりますので、恐らく1校に指導教諭が偏在するということはないというふうに考えております。
- 角田委員 ちょっとそれとダブるかもわかりませんが、主幹教諭と——主幹の人が一つの学校に2人、3人いるところもありますよね。主幹とこの指導教諭の資格は同等ということですが、職務内容が違うということなんですか。

- 清水教育指導課長 主幹教諭は、副校長の補佐、主任教諭・教諭の監督責任を伴いますが、指導教諭は、そのような主任担当、教務主任であるとか生活指導主任は兼務いたしません。あくまでも校内における授業支援、あるいは指導力の向上に資するというものでございます。職層におきましては主幹教諭と同等の4級職ではありますが、職務内容は主幹教諭とは異なるということでもありますので、兼ねることはございません。
- 竹尾委員長 何かいろいろ複雑な感じがするものだね。
- 森本委員 ということは、指導教諭と主幹教諭は別物であるから、変な言い方ですけども、お一人の方が指導教諭の資格も取り、主幹教諭の資格も取るということもあり得るということですか。
- 清水教育指導課長 主幹教諭から指導教諭に特別選考で配置替えすることもありますし、指導教諭から主幹教諭にかわることもございます。しかし、それは特別選考ということで、選考を経て、ということになります。
- 宮田委員 主幹教諭というのは試験がやっぱりあるんですか。
- 清水教育指導課長 指導教諭と同等の試験がありまして、推薦区分と一般区分とがございます。推薦の場合は校長の推薦と面接、それから、一般の場合は論文と面接ということになっております。
- 竹尾委員長 いろいろ複雑にあるね。
- 宮田委員 これはある種の待遇改善と割り切るというか、もう少し職階制を上げて、高年齢化した方々に報いるというか、そういう部分というのものもあるんじゃないかと思うんですが、どうなんでしょうか。
- 清水教育指導課長 先ほど補足説明の中で申し上げましたが、ベテラン教諭の中には、授業力は高いものの、学校経営に関して主幹教諭ほど積極的な参画がないと。しかし、その指導力が高いので、若手の人材育成、あるいは後進の育成に関しては力を発揮できるという方々ということが一つの対象になるというふうに考えられます。
- 宮田委員 そうなると、やっぱり予算の問題もあつたりするので、何人ぐらい、要するにあるパーセンテージ的なものは、それぞれの学校に配置——。例えば19校小学校があるわけでして、19人ぐらいは受からないと配置ができなくなるわけで、ないところが出てくるわけですよ。そういうような感じでもあるんでしょうか。
- 清水教育指導課長 東京都教育委員会での目途数としては100人から140人に1人と、全都的にですね。パーセントで言うと1%から1.4%というふうな目途で予算措置、あるいは募集をしているところでございます。
 したがって、全ての学校に指導教諭が配置されるということではなくて、配置することができるということですので、本人の希望があり、なおかつ学校においても校長の推薦があり、あるいは教育委員会の承認がありということですので、これから先、来年度以降、あちらこちらの学校に指導教諭が配置されるというイメージではないということで御承知いただければと思います。
- 宮田委員 もう一個質問なんですけれども、毎年試験はあるわけですね。そうすると、最初はきっと西東京市全体でも1人か2人ということになったとしても、だんだんと増えていく

可能性はあるわけですね。1%をずっと維持し続けるということ、ものすごく数が少ないんですけども、毎年1%が受かるのであるならば、最終的には何年かたてばかなりの小中学校に指導教諭が誕生するということになると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○清水教育指導課長 そのとおりでございます。来年度の募集につきましては、国語、算数、数学、そして理科と、これから教科を広げる中で人数を少しずつ増やしていく考えというふうに東京都から聞いております。

○竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○森本委員 指導教諭という役割で配置された方が今後本当に正しく指導教諭という仕事がちゃんとなされていくように、結局何か実際入ったけれども普通の先生と同じ業務をやっているわというふうにならないように、やっぱりそこら辺の見守りというか、こちらのほうで見ていっていただいて、是非そういう方が配置された暁には、そういう形での活用をしていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○竹尾委員長 ほかに討論はございませんか。——討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、議案第22号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

○竹尾委員長 日程第4 議案第23号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○池澤教育長職務代理者 議案第23号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、の提案理由を説明申し上げます。

現行の社会教育委員は平成25年6月30日をもって任期満了となりますので、次期の委員の委嘱及び任命について、教育委員会事務委任規則第2条第8号の規定に基づき提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○森本委員 以前にも質問があったかもしれないのですが、**「社会教育の関係者」**というのは具体的には実際にはどういうことをやっていたらいい方なんでしょうか。

○磯崎社会教育課長 社会教育の関係者ということですが、非常に枠としては広がっておりまして、例えばPTAの会長さんをやられた方とか、実際に文化祭をやられている実行委員の方であったりとかということ、また私どものほうの学校施設開放運営協議会の方であったりとか、そういった方について、その都度そういった社会教育に関わっているふさわしい方を、特にどこどこから選考ということではないんですが、そういった方をこの中で選考させていただきます。

○竹尾委員長 よろしいですか。

○宮田委員 肩書が書いていない方もいらっしゃるのかわからないんですが、書いてある方は

それぞれ御立派な方だなという感じですが、どういうふうにしてこういう方を選んで原案をつくられたのかということなんですが。

- 磯崎社会教育課長 私どものほうの関係部署であったりとか、地域の中で活躍されている方をさまざまな形でちょっと情報を得まして、その中で御本人様とお話をさせていただいて、こちらのほうにふさわしいという方について選考させていただいております。
- 竹尾委員長 例えば、今、肩書のちゃんと書いてある人と空白の人がありますね。例えばこの人はどういうことをして、今、社会教育課長が言ったことでこういうことをやっていますよということがわかれば、一番よろしいんじゃないかな。
- 磯崎社会教育課長 それでは、「社会教育の関係者」の中の川崎さんは谷戸小学校の元PTA地区委員長と、あとは元自治会会長といったことで、木下伸子さんは西東京市多文化共生センターの副代表理事の方です。
- 竹尾委員長 何て。
- 磯崎社会教育課長 多文化。
- 竹尾委員長 多文化ね。
- 宮田委員 「た」というのは、多い、よそ。
- 磯崎社会教育課長 多いです。

それと、森田 勉さんがふれあいセンターの運営委員、また栄小学校区の住民懇談会わくわく栄というところの世話人の方ですね。それと、矢野真一さんは東小学校の学校施設開放運営協議会の管理者であり、また明保中学校の学校連絡協議会でもあります。

それと、その下の「家庭教育の向上に資する活動をする者」ということで、内田日出子さんがげやき小学校の学校施設開放運営協議会の副会長と、あとは青少年育成会のにしはら会長でございます。それと、服部雅子さんが元図書館協議会委員で、また元生涯学習推進懇談会の委員もされておまして、そのほかに、はとさん文庫、もぐらの会、子どもの読書勉強会などに携わっている方でございます。

以上でございます。

- 竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

人事に関する案件でございますので、討論を省略します。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、議案第23号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、は原案のとおり可決されました。

-
- 竹尾委員長 日程第5 議案第24号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
 - 池澤教育長職務代理者 議案第24号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、の提案理由を説明申し上げます。

現行の文化財保護審議会委員は平成25年6月30日をもって任期満了となりますので、次期の委員の委嘱について、教育委員会事務委任規則第2条第8号の規定に基づき提案するもの

でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 宮田委員 文化財保護に関して、どんなところが今一番問題といたしますか、遺跡がこういうところで出たとかというのはどんな状況なんでしょうか。
- 磯崎社会教育課長 遺跡の関係で言いますと、下野谷遺跡というのが東伏見小学校の近くでございますが、そちらのほうは今指定をどのようにしていくのかということで、文化財保護審議会の委員の方にも、この間、東京都であるとか国の指定を目指してということで、関東でも有数の遺跡ということでございますので、そういったことに関して東京都、国と調整しながら、その指定に向けた形でどうしていくのかといったことにつきまして、特に西東京市におきましては文化財保護活用の計画について現在策定されておりませんので、そういったものを今年度、こちらのほうの審議会の意見をいただきまして、来年度以降に策定する予定になっております。ですので、宮田委員がおっしゃられたような課題につきましては、その中で整理をしまして、今後の保存に向けていきたいというふうを考えております。
- 高橋委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、重要文化財に指定されるのには結構ハードルが高いものなんですか。
- 磯崎社会教育課長 おっしゃるとおりに、やはりそれなりの学術的な説明も含めて、そのものが重要文化財であるといったことについて国が認めるためにはかなり条件が高くなってきますので、例えば下野谷遺跡で言いますと、評価といたしましては、双環状集落といたしまして、二つの環状集落が存在するというふうに言われているんですが、その西側の部分がかなり今畑とか一戸建てぐらいでして、保存の状態がかなりいいんじゃないかということで評価があるんですが、ただ、そちらのほうを保存するということになると、地域の皆さんの同意をいただいたりとか、また市としても積極的に例えば土地を買っていくといったようなこともしていきませんか、なかなかそこ全体を保存していくということになりませんので、そういったハードルから考えますと、かなり高いのかなというふうには考えております。
- 高橋委員 是非、重要文化財に指定されるといいですね。
- 竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。
人事に関する案件でございますので、討論を省略します。
これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、議案第24号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、は原案のとおり可決されました。

-
- 竹尾委員長 日程第6 報告事項に入ります。質疑は一括して行いますので、説明をお願いいたします。

(1) 平成25年度西東京市教育委員会研究奨励事業 研究指定校・研究奨励校・研究奨励教員グループ一覧、をまず議題とします。

- 内田統括指導主事 私から、教育委員会研究奨励事業について概略を報告させていただきます

す。

研究指定校・研究奨励校につきましては、西東京市教育計画に基づいて、各校の特色に応じた実践的な研究をお願いしております。

まず、研究指定校につきましては、昨年度から引き続きの2年次校が6校ございます。田無小学校は、「つくろう！なろう！元気はつらつ たなしの子～健康な生活を目指す実践力の育成」をテーマとして研究を進めております。向台小学校は、「心豊かな子～心に響く道徳教育～」をテーマに研究を進めております。ひばりが丘中学校は、「豊かな心を育てるキャリア教育の推進」をテーマに研究を進めております。芝久保小学校、上向台小学校、田無第一中学校は、「自他を尊重する児童・生徒の育成～9年間を通して自尊感情や自己肯定感を高める指導の工夫～」をテーマに小中連携教育を進めております。

本年度、研究指定校として新たに指定いたしました1年次校は3校ございます。谷戸第二小学校は、「運動の楽しさを体感し、意欲的に取り組む体育授業」をテーマに体育・健康教育の研究を進めております。本町小学校は、「科学的な考え方を身に付ける理科学習」をテーマに理数教育に関する研究を進めております。田無第四中学校は、「生徒一人一人が輝き、生きる力を育む教育の在り方」をテーマに特別支援教育に関する研究を進めております。

そのほか、研究奨励校6校、研究奨励教員グループにつきましては2グループを指定しております。

以上でございます。

○竹尾委員長 次に、平成24年度教育相談状況、を議題とします。

○西谷教育支援課長 それでは、私からは、平成24年度教育相談状況について報告いたします。

本日、お手元に資料としてお示ししましたので、そちらを御覧いただきながらということで説明をさせていただきます。

左軸に「相談種別」ということで、一般教育相談から就学相談までの5区分に分けて相談の内容を説明させていただきます。

まず、一般教育相談でございます。こちらは予約を受けて相談センターのほうに来室していただいて相談を受けるものでございます。件数は309件、うち180件が新規となっております。回数は、延べ回数4,375回。終結件数148件となっております。相談の主な内容でございますが、①から⑤まで、多い順に記載してございます。適応指導教室等の入室相談、それから不登校、こちらについては例年上位を占めております。

次に、電話相談。こちらのほうは主に匿名の相談が多いです。保護者の方とか、御家族、祖父母の方、地域の方というところです。件数は123件。相談延べ回数が160回。主な内容は、やはり不登校、それから学校や教師との関係、学校に対する不満とか教師との関係をどうしたらいいかということが主でございます。

続きまして、緊急・臨時相談。こちらの相談は、外部機関、学校も含め、のどかとか、男女平等推進センターのバリテ、児童相談所等から相談ということと、それからケース会議の調整ということになります。件数のほうは90件。延べ相談回数280回。主な内容は、親子関係、これは保護者の方の精神疾患とかDVとかネグレクトとか、そういう部分も含まれてございます。2番目に不登校となっております。

次に、小学校派遣相談。こちらはスクールカウンセラーによる相談でございます。件数が1,177件。延べ相談回数が6,627回。主な内容としましては、落ち着きがない、こちらのほうは教員とか保護者からの相談が主でございます。2番目には、子どもたちが休み時間とか放課後等にカウンセラーのところに集まって話をしたり「聞いて聞いて」とかということなので、主には友達のこととか勉強のこととか、それから進学のこととかということになります。

最後が就学相談でございます。こちらは固定学級や通級の入級に関する相談でございます。件数のほうが212件、うち新規が198件。延べ相談回数が1,522件。こちらの特徴としましては、就学前からの、幼稚園や、それからひいらぎ等を利用している方からの相談というのが増えている状況です。

合計としまして、件数が1,911件、延べ相談回数が1万2,964回でございます。前年度の比較となりますと、件数的には159件ほど減になり、約7%の減となっております。しかしながら、個別の相談内容を見ますと、集団不適應とか、落ち着きがないとか、自閉症のことに対する相談件数というのは増加しているというところでございます。

また、相談の全体的なところをまとめますと、昨年度は相談の内容が発達障害かもしれないとか、脳機能障害かもしれないとかいうことで、そういう言葉がまず出されて相談に来るというようなことも増えてきたということでございます。要するに、発達障害という言葉とか情報というのが身近になってきているのではないかと感じられました。また、教員からの相談では、子どもの見立てや指導の仕方、また心理面での行動観察等での相談というものも増えてございました。

全体的に見ますと、相談の中身の傾向でございますが、相談者とカウンセラーとがじっくり相談を考えていくという傾向よりも、相談者のほうからは、とにかく通える場所があったらいいとか、早く学校に行けるようにしてほしいとか、適應できるようにしたいんですけれどもどうしたらいいのでしょうかというような、即解決というようなことを望まれる相談というのが多かったのではないかと私自身は感じているところでございます。

裏面のほうですが、こちらは相談の主訴別に分けたものでございますので、御参照いただければと思います。

私からは以上でございます。

- 竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 森本委員 教育相談関係なんですけれども、やっぱり圧倒的に件数が不登校についてが多いかと思うんですけれども、まず、適応指導教室入室関係の相談というのと不登校の相談というのはダブっている部分も多いと考えてよろしいでしょうか。
- 西谷教育支援課長 こちらの記載の仕方が、相談者が最初に主訴で話されてきたのでこのようになっていますが、御指摘のとおり、ダブってございます。
- 森本委員 あと、不登校に関してもそうですけれども、こちらの終結件数というのは、終結イコール解決ではないと思うんですね。実際にその解決した事例みたいなものは公に何か、幾つか事例というのはあるんでしょうか。
- 西谷教育支援課長 終結ということで捉えていますのは、例えば適応教室につながったとか、それから落ち着き等のことでは医療関係につながったとか、一定のつながり先が見つかった

ということでは終結とさせていただいております。その後はまた引き続きということでは別で、継続の中に入るということです。

- 森本委員 では、教育相談的には、どこかにつながった時点で一通りの解決を見たという解釈でよろしいのでしょうか。
- 西谷教育支援課長 そのとおりでございます。
- 森本委員 あと、例えば中学3年生で卒業してしまった子どもたちに関しては、それも終結に入っているのでしょうか。
- 西谷教育支援課長 相談としてスタートして3年生として卒業してしまったということで、そのまま問題が継続した場合は終結にはつながってございません。
- 森本委員 もう1件。あと、虐待の件数が結構小学校派遣相談などで多いかと思うんですけども、こちらのほうも全て、ここでの相談で扱われたことというのは、のどかですとか、児童相談所のほうには全部つながっているのでしょうか。
- 西谷教育支援課長 ケース会議等を開きまして、その関係機関につなぐという形で、必ずそれは連携をしているところです。
- 角田委員 一般教育相談の相談員の方々は何人ぐらいおいでなんですか。
- 西谷教育支援課長 心理職の者は4階の相談室のほうには17人ほどおります。あと、常勤職が2人おります。あとは、スキップとか、それからN i c o m oのほうにも配置をしておりますので、総勢ですと30人近くです。しかし、毎日4日間来るという形ではないので、その者によっては2日とかということで回しております。
- 角田委員 その中から小学校等々の派遣——。別ですか。
- 西谷教育支援課長 カウンセラーは、御存じのとおり、25年度からは東京都の配置になりました。昨年度につきましては、この配置ができなかった13校について市のほうが補助するという形で入っております。その中から入っております。
- 高橋委員 スクールカウンセラーについてなんですけれども、終結ということで一応の解決を見ている形になっていると思うんですが、例えば不登校に特化して申し上げますと、適応教室に通うということ終結して、その後、やはりなかなか適応教室にも通い続けられないというケースも少なくなく——私の周りの身近なケースなんですけれども、多いんですね。即解決を望む相談が多いと先ほどおっしゃっていたんですけれども、本当に保護者の気持ちとしては、とにかく早く復学してほしい、1年とか2年待ちたくないという気持ちなんですよね、最初は。最初はすごく危機感があるんですけれども、今置かれている、現在のスクールカウンセラーというのは、不登校解決、復学が目的というよりは、私が見ていると、子どもや親のメンタルケアのため、ほとんどメンタルケアが重視されているような気がしています、本当に復学したい、確実に復学ということになると、そのノウハウというか技術、処方箋を持っているカウンセラーというのはやはり民間で高いお金を出してお願いしないと根本的解決にはならないというような現状があると思うんですね。

それは仕方ないと思うんですけれども、保護者のほうは解決してくれると思ってカウンセリングに行くんですよ。最初は危機感があってカウンセリングに行くんですけれども、だんだんメンタルケアしてもらって——。親だったら愚痴を聞いてもらう、そういった形でメン

タルはケアしてもらおうんですけども、そのうちに危機感がなくなってきてしまって、まあ、じゃあ、このままでいいのかなと。1年、2年、自発的に行くのを待ちましようというような声かけをされて、そのまま――。最初は危機感があって早く復学させたかったのに、だんだんその不登校が逆に長引いてしまうという面もあるんじゃないかなと思うので、そういったところを含んでいるということを私たちみんなでちょっと認識しておいたほうがいいのかなと思うんです。

今、そういうふうになんかちょっと考えているんですけども、なので、是非皆さんにもそういう現状だということ――。スクールカウンセラーについては、あまりメンタルケアに特化してしまうと不登校が逆に長引いてしまう原因にもなるのではという危機感を今非常に持っております。

- 西谷教育支援課長 私のほうからは、一応こちらの件数の処理の仕方としては、つながったということで終結ということでカウントしますが、やはりその後も今度は親支援とか、それから心理的な支援というところの種別のほうに入って、継続して支援を行っていきます。特にスキップ等とか、N i c o m o の児童・生徒については、その辺はしっかり心理カウンセラーがついて、決して短くなく、時間をかけ、やっぱりじっくりと構えていかなければ進まないというケースも多いというところで、認識を深めて丁寧にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

- 竹尾委員長 よろしゅうございますか。

- 宮田委員 一般教育相談と小学校派遣相談は大体傾向が似ているんですね。例えば集団不応ですと、一般教育、20件で330回、小学校派遣相談も673回で、大体傾向として似ているんですけども、似ていないところが幾つかありまして、虐待については、一般教育相談では非常に少ないですけども、小学校派遣相談ですと20件と、1件に対して20件。それから、友人関係については、一般教育相談だと2件に対して、小学校派遣相談が109件。それから、親子関係もやや小学校派遣相談のほうが多いんですね。かい離があるという気がするんです。

それで、特に虐待は命にも――今までいろんなニュースの中で命にも関係するんですが、一般教育相談で少ないんですけども、小学校派遣相談というのは、きっと小学校に、それぞれ現場に行って子どもたちとお話した結果、虐待になるんですね。一般派遣相談というのは、向こうからこっちに来ると。だから、出向くのところがこちらに来るものの差だと思うんですけども、この辺をもうちょっと、特に虐待なんか実態がどうなっているのか克明に調べる必要があると同時に、やっぱり来ないんですけども、行くと出てくるというので、そういう方向でなるべく行って命に関わりを持たないような形にしたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

- 西谷教育支援課長 こちらの小学校派遣のところの虐待につきましては、カウンセラーのほうは、実は保護者の方、それから地域の民生委員の方とか、その方も学校のほうに来室してカウンセラーと相談するという部分がありますので、直接児童が虐待されているということではなくて、児童のほうから出るところは、意地悪されているとか、そういう部分ではございますが、このカウンセラーのほうの相談相手というのが、保護者、教員、それから民生委員、地域の方からもお受けしているということで、数字的にはこの中に入って出てきており

ます。

そちらにつきましては、必ずこのカウンセラーのほうから学校なり、それから関係機関なりにつながるために、一旦私どもの相談のほうに入ってつなげていくという形です。

- 宮田委員 今のあれですと、小学校には地域の方や何かが行くけれども、一般教育相談には行かないからこの差があるというふうにおっしゃったのでしょうか。
- 西谷教育支援課長 そういうことではなくて、一般相談の中にもお電話とか、それから来庁しての相談、民生委員からもあります、そちらのほうは、例えば緊急・臨時相談という区分けの中で入ってくるというふうに御理解いただければと思います。
- 宮田委員 ちょっとよくわからない。区分、一般教育相談だと、虐待は緊急に区分けしていますよ。だから、一般教育相談では見かけ上、少なくなっているんですと、そういう今のお答えなんでしょうか。
- 西谷教育支援課長 一般相談の中で予約をしての中にはあまり虐待でということではないのですけれども、一般相談の中での虐待で相談しますという名目で予約をされるというケースはなく、例えば不登校だとか無気力なんですとか、気力がないんですという、その話の中では出てまいります、それを主訴として相談ということは少ないという状況です。話を進める、相談を進める中で、そういう虐待というか、虐待といってもネグレクトとか、親子関係の中での家庭環境のところに出てくるという部分は見られます。

以上でございます。

- 宮田委員 ちょっと説明が私の頭じゃよくわからない。要は、実際小学校では大変多いと思うんですよ、183回、20件。一方では、緊急を入れても7件、2つ足して7件、6件とね。それが、違いが――。私が質問しているのは、小学校は行く和多いけれども、一般的とか何かでは少ないのはどういうふうに説明ができますかという、そういう質問なんですけれども。
- 櫻井特命担当部長 私の説明が正しいかわかりませんが、一般相談でまず御相談ということで来たときに、その主訴が何かによって分けるということなので、今御説明の中では、最初に虐待やそういうところでの主訴であれば緊急・臨時の相談のほうに区分けをします。一般相談ということで仮に入ってきて、それについては、最初から主訴が虐待ということであれば、こちらの緊急・臨時のほうに回すということなので、こちらが虐待関係は多くなると。

また、小学校の派遣の部分については、こちらのほうは先ほど説明がありましたように、教員からの相談もありますし、それから地域の民生・児童委員の方、そういった方の御相談もあります。学校であれば、特にお子さんたちの状況を見ているのは、先生方が一番よく見ておられますので、子どもに何か変化があったりとか、傷とか、何かそういう変化があれば、そういったことに基づいて御相談いただくこともあるかと思えます。そういったところで、ある程度情報をいろいろ持っていらっしゃる方が多いということでは、この小学校派遣のほうの相談にいらっしゃるということで、数が多いのかなというふうに思えます。

- 宮田委員 是非できるだけケアをして、一般にはあまり言ってこない、だけれども、近所とか民生委員とか何かでは非常に心配されているから多くなっているという説明だと思うんですけれども、じゃあ、これは解決というのはどう――。どこに書いてあるんですか、これに

対しては、解決は。

○角田委員 終結件数。裏の。

○宮田委員 虐待のですよ。

○角田委員 虐待じゃないですね。

○櫻井特命担当部長 こちらのほうについては、そういった訴えがあった場合、御相談があった場合、その関係者が集まりまして、要はケース会議というもの、要は解決に向けてどのような対応をとっていくかということでのケース会議を開いております。そこは学校の校長先生や副校長先生も入っていただいたり、または子ども家庭支援センター、それからそのほかには児童相談所の関係者、そういったところの関係者が集まりまして、どのような対応をとっていくかをそこで話し合いまして、児童相談所につなげていくということで、そのあたりでの方向性が出れば、次は児相のほうで対応のほうは図っていくというようなことで、それぞれの状況をきちんと皆さんのほうで情報共有した中で解決策を見つけていくということです。なかなか一概にすぐ解決できない場合もありますけれども、ただ、お子さんの状況を日々それぞれが意識して対応しながら、極端な変化等が出れば迅速に対応していくという形をとらせていただいております。

○宮田委員 最近の例ですと、8歳の子が学校に行かなくて、結局虐待されて、山の中に捨てられたという事件がありましたし、それから、これは学校に行っていないもっと小さい子がほったらかされて餓死したような、周りでもそういう痛ましい事件が起こっておりますので、私は、虐待というのは死に直結する可能性がかなり高いんじゃないかと思うんですね。自殺というのも1件ありますけれども。その辺は十分注意して、できるだけいろんなところに情報を出して、何かいろんなことと言うと、市役所が連絡しなかったとか、居どころをどんどん変えていたので、それを十分フォローしなかったとか、そういうことが、私はテレビ報道しか知りませんが、一つの原因になっているということでありますので、虐待のある可能性で学校を転校しちゃったからいいやじゃなくて、是非フォローをするように指導していただきたいと思います。

○櫻井特命担当部長 今御指摘いただきましたように、関係機関と密に連携を取りながら、子どもの環境にいいような形で解決に向けて努力していきたいと思います。

○森本委員 今の件に関してなんですけれども、子ども家庭支援センターとかに連絡をすると、割とあっさり「見守ってください」の一言で終わってしまうようなケースが今多いと聞いております。その辺は、中学校や小学校の現場のほうでお願いしても、現場が困っていて家庭支援センターにお願いしても、なかなかそこから本当の手だてがしてもらえていないという現実があるかと思うんですね。学校ができることというのは、どうしても子どもたちがいる時間内でしか対応ができないわけですから、そこから先のことを多分お願いしたいのにも関わらず、そのこのところで、子ども家庭支援センターのどこか日中しかやってくださっていないという現状が今あるかと思うんですね。

先生方はとても困っていらっしやったりとか、すごく危機感を持っていらっしやっても、なかなか思うように動いていただけないという現状があるかと思うので、その辺に関しては教育委員会としてももっと子ども家庭支援センターなどに働きかけをしていただいて、学校

内で背負えない部分についてももう少し丁寧な対応をしていただけるように教育委員会としてもちょっと強くお願いをするべきじゃないかと最近思うことが多いので、そこで学校は見守っててください、地域も見守っててください。見守っていたって解決にはならないので、そこをしてくださるのが家庭支援センターであるところちは認識しているので、その辺のところを教育委員会として、学校がこんなに困っているというようなケースがあれば、ちょっと強目におっしゃっていただくようなことも必要じゃないかなと思いますので、その辺の対応をお願いしたいなと思います。

- 宮田委員 それに関して、もしそういうことだったら、やっぱりケーススタディーして、こうやって言ったけれども、見守ってくださいと言ってそのままほっぽらかされたというのが何件あるとかいって、それを明確にして突きつけないと、もうちょっとケアしてくださいね、はいと、それでまた終わってしまう可能性があるのではないかなと思うんですね。だから、御面倒でもそういうことをきちんと統計を取って子ども家庭センターに言う必要があるんじゃないかなと思うんですね。そうすると、教育委員会としてはきちんとケアしているという形をつくっておくことがいいんじゃないかなと思うんですね。
- 櫻井特命担当部長 ただいま御指摘いただきました内容に基づきまして、より親密に関係機関と連携を取れるようにしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。
- 宮田委員 報告してくださいね、こういう返事が来たと。そうしないと、どこかでどうなっちゃっているのかよくわからないと。言いつ放しになっているということがないように願います。
- 竹尾委員長 よろしくお願いいいたします。
- 角田委員 この集計表では、小学校の派遣相談で、中学校はないですよ。できれば——中学校にもちゃんと派遣相談に行っていますよね。できればこの次は載せていただいたほうが理解が深まるんじゃないでしょうか。
- 西谷教育支援課長 東京都の事業ということで、状況報告等はあるんですが、その記録等が東京都のほうの相談センターの集約となるものですから、なかなかその辺のところは情報が入りづらいです。ただ、どういう状態でやっているかとか、カウンセラー同士の連携はとれてはございますので、その状況的なところでの報告はできるかと思います。
- 宮田委員 もし東京都が中学校、報告しなくてもいいということであつたら、中学校もやったほうがいいんじゃないかと西東京市教育委員会として意見を出していただいて、ちゃんとこのラインにつけるようにしたほうがいいと思うんです。上がやらないから俺たちもやらないということでは進歩がないんじゃないかなと思いますので、その点も申し出て、東京都が何と答えるのか。非常に期待が——期待というか、関心を私は持っていますので、きっと気が付かないとか、そういうことじゃないかなと思うんですね。是非言ってください。
- 竹尾委員長 是非願います。ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。
以上で報告事項を終わります。

-
- 竹尾委員長 日程第7 その他、を議題といたします。教育委員会全般のことにつきまして質疑をお受けしたいと思います。特にございませんか。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成25年西東京市教育委員会第6回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 前 11 時 07 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員